

# 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製造者 : 株式会社アイ・ディー・エム  
輸入総販売元 : 株式会社 エービーシー商会  
住所 : 東京都千代田区九段南1-3-1  
東京堂千代田ビルディング  
担当部門 : インサル事業部  
電話番号 : 0120-011-462 FAX 番号 03-3581-4946

整理番号 : 00KTSS02

作成 2011年4月 1日

製品名 : 消っし隊PRO 50ml

## 2. 物質の特定

単一製品・混合物 :  
化学名 :

成分	含有量%	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法)
イソブタン	1~10	75-28-5	
プロパン	10~20	74-98-6	
n-ブタン	10~20	106-97-8	

国連分類 : クラス2.1 (ガス類)  
国連番号 : 1950 (引火性)

## 3. 危険有害性の要約

**重要危険有害性**  
がある。

と爆発の恐れがある。

す。

発の恐れがある。

高圧ガス入っている。加熱・衝撃等により破裂する危険性

燃えやすいガスが入っている。ガスが滞留する

液化ガスが、皮膚に触れると延焼や凍傷を起

燃えやすい液体である。上記が滞留すると爆

有機溶剤中毒を起こす可能性がある。

**GHS分類:**

可燃性/引火性エアゾール

区分 3

急性毒性	急性毒性(経口)	区分 5
	急性毒性(経皮)	区分 5
	急性毒性(吸入)	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	分類できない
	吸引性呼吸器有害性	分類対象外
	水生環境急性有害性	区分 2
水生環境慢性有害性	区分 2	

環境有害性

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険有害性情報:

警告  
 引火性液体および蒸気  
 飲み込むと有害の恐れ  
 皮膚に接触すると有害の恐れ  
 重篤な眼への刺激  
 水生生物に毒性  
 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
 静電気放電時や火花による引火を防止すること。  
 保護手袋、保護めがね、保護面をを着用すること。  
 屋外又は換気の良い区域でのみで使用するこ  
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 取扱後はよく手を洗うこと。

【応急措置】

火災の場合には適切な消火方法をとること。  
 吸入した場合: 空気に新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させないこと。  
 吐かせないこと。  
 眼に入った場合: 水で数分間、注意深く洗うこと。  
 コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。  
 皮膚(又は毛髪)に付着した場合: 直ちに、全ての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。  
 汚染された保護衣を使用する場合には洗濯すること。  
 ばく露又はその懸念がある場合: 医師の診断、手当てを受けること。  
 飲み込んだ場合: 直ちに医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

---

#### 4. 応 急 措 置

---

- 目に入った場合 : 清浄な水で15分以上目を洗浄した後、直ちに眼科医の診察を受ける
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。ガーゼ等の布でよく拭き取り、中性石鹼を使ってよく洗い落とす。外観に変化が見られたり、痛み、かゆみ等がある場合は直ちに医師の診察を受ける。
- 吸入した場合 : 風通しの良い場所へ移して安静にした後、直ちに医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに水道水で口内をすすぎ、直ちに医師の診察を受ける。意識がない場合は口から何も与えてはいけない。

---

#### 5. 火 災 時 の 措 置

---

- 消 火 剤 : 小火災；二酸化炭素、粉末消火剤、散水、乾燥砂などをもちいる。  
大火災；泡消火剤を用いて空気を遮断する。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 特有の危険有害 : 極めて燃えやすい、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
加熱により容器が爆発する恐れがある。  
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。  
引火性の高い液体及び蒸気
- 特有の消火方法 : 散水によって逆に火災が広がる恐れがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の消火剤を利用すること。  
引火点が極めて低い・散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学保護衣を着用する。

---

#### 6. 漏 出 時 の 措 置

---

- 人体に対する注意事項 : 漏洩した場合の周辺には、ロープを張るなどして人の立ち入りを禁止し危険区域での火気使用を禁止する。  
風化の人を退避させる。  
作業の際には、必ず保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項 : 漏出したものが、下水、河川に流出するのを防ぐ。
- 多量の漏出時 : 可能な限りせき止めし、ポンプ(防爆型)等で回収する。又は砂、ウエス等に吸着させドラム等に回収する。
- 少量の漏出時 : 砂、ウエス等に吸着させ、密閉容器に回収する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

---

- 取 扱 : 火気厳禁  
吸い込んだり眼、皮膚及び衣類に触れないように適切な保護具を用し、直接の接触を防ぐ。局所排気装置等を設置して換気を良くする。  
休憩所には洗顔、洗眼、手洗い等の設備を受け、取扱後に手、顔等を良く洗う。
- 保 管 : 直射日光を避け、容器を密栓して風通しに良い屋内に保管する。  
ボイラー等熱源付近や可燃物の近くに置かない。
- 容器 : ステンレス、リン酸亜鉛処理銅製の密閉容器を使用する。
- 

## 8. ばく露防止措置

---

- 管理濃度 : 設定されていない
- 許容濃度 : 設定されていない
- 設備対策 : 局所排気装置、洗顔、洗眼、手洗い場等設置。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 保護具 : 有機ガス用防毒マスク。不浸透製の保護衣、保護手袋、長靴、眼鏡及び前掛け等。
- 

## 9. 物理／化学的性質

---

### 【原液】

物理的状態	: 液状	臭い	: ハッカ臭
色	: 淡黄色	引火点-密閉式	: 39℃(原料データとして)
発火点	: データなし	溶解性	: 水溶解性一部不溶
蒸気圧			

---

## 10. 安定性及び反応性

---

- 反 応 性 : 現在のところ有用な情報なし
- 安 定 性 : 通常条件下では安定
- 避けるべき条件 : 高温加熱、混蝕危険物質との接触、火源。
- 混蝕危険物質 : 強酸化剤、強還元性物質。
- 危険有害な分解生成物 : 現在のところ有用な情報なし。
- 

## 11. 有害性情報

---

- 急性毒性 ; 経口 LD50(ラット) > 4,380mg/kg(混合物計算推測値)  
経皮 LD50(ラット) > 2,740mg/kg(混合物計算推測値)  
吸入(ガス、蒸気、粉塵、ミスト) : 分類できない
- 皮膚腐食性・刺激性 ; 分類できない
- 眼に対する重篤な損傷・刺激性 : 重篤な眼への刺激(区分 2A)
- 呼吸器感作性 : 分類できない
- 皮膚感作性 : 分類できない

生殖細胞変異原性 : 分類できない  
 発がん性 : 分類できない  
 生殖毒性 : 分類できない  
 特定標的機器・全身毒性 : 分類できない  
 (単回ばく露)  
 特定標的機器・全身毒性 : 分類できない  
 (反復ばく露)  
 吸引性呼吸器有害性 : 分類できない

12. 環 境 影 響 情 報

**生体毒性** : 主な水生環境有害性成分  
 ・ 3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール ヒメタカ TLM値 : 7,400ppm/48H  
 ・ モノテルペノイド混合物 材ジシコ EC50 0.122mg/L/48H  
 水生生物に非常に強い毒性(区分1)  
 モノテルペノイド混合物  
**残留性・分解性** : 3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール 生分解性物質である。  
 モノテルペノイド混合物 n-オクタール/水分配係数=5.56  
 ガンマーブチロラン 生分解性物質である。  
**生体蓄積性** : データなし  
**土壤中移動性** : データなし  
 ・ 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱に注意する。  
 特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流さないように対処すること。

13. 廃 棄 上 の 注 意

**残余廃棄物** : 処理に関して十分な知識を有する専門家の指示に従う  
 残余物の処理は、焼却炉で少量ずつ処理するか、都道府県知事の許可を受けた、信頼できる廃棄処理業者に、廃棄物の危険・有害性を十分告知の上、その処理を委託する  
**汚染容器・包装物** : 空容器は残湯又は酸化した蒸気の引火、爆発の危険があるので、密栓し、して場所に保管する残油の回収、蒸気開放等未処理の空容器の切断、溶接等の加工はしない。廃棄する場合は内容物を完全に除去した後処理する  
**焼却する場合** : 珪藻土、おが屑などに吸入させて開放型の焼却炉で焼却する。

14. 輸 送 上 の 注 意

**注意事項** : 輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのない事を確認する。店頭、落下、損傷の内容に積み込み、荷崩れ防止を確実にし、該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。  
**国連分類** : クラス 3(引火性液体、容器等級Ⅲ)  
**国連番号** : 1993  
**輸送の特定の安全対策及び条件** : 引火性液体であるので火気に十分注意する。  
**緊急時応急措置指針番号** : 128  
**陸上輸送** : 消防法、労働安全法に定められる運送方法に従う。  
**航空輸送** : 航空法に定められるところに従うこと。

---

15. 適 用 法 令

---

消 防 法	: 第 4 類第 2 石油類 危険等級Ⅲ
化 審 法	: 既存
船 舶 安 全 法	: 引火性液体類(危規則大2, 3条危険物告示別表第1)
航 空 法	: 航空法に定めるところに従う
労 働 安 全 衛 生 法	: 名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表題9) 非該当 名称等を表示すべき有害物 (法第57条第1項、施行令第18条) 非該当 危険物・引火生の物(施行令別表第1第4号) 非該当
化学物質管理促進法 ( P R T R 法 )	: (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) : 非該当
劇薬及び劇物取締法	: 非該当

---

16. そ の 他

---

推奨する用途と制限	: 洗剤
記載内容の問合せ先	: 東京都千代田区九段南1-3-1 東京堂千代田ビルディング (株) エービーシー商会・インサル事業部 電話番号 0120-011-462 F A X 番号 03-3581-4946
発行又は改訂の理由	: 化学物質排出把握管理促進法の改訂に伴う変更
引用文献	: 化学工業日報社「化学物質管理促進法対象物質全データ」 化学工業日報社「労働安全衛生法対象物質全データ」 3省告示(厚生労働省、経済産業省、環境省GHS関係省庁連絡会議:NITE HP) 安全衛生情報センター 製品評価技術基盤機工 各メーカー製品安全データシート

記

本文中の記載内容は、十分な配慮に基づき作成されていますが、その内容につき明示又は黙示の保証をするものではありません。